

議案第73号

宇治市手数料条例の一部を改正する条例を制定するについて

宇治市手数料条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和5年12月12日提出

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第 号

宇治市手数料条例の一部を改正する条例

宇治市手数料条例（平成12年宇治市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表中

「 を

(3) 除かれた戸籍の謄本又は抄本の交付手数料	750円
-------------------------	------

」

「 に、

(2)の2 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（電子情報処理組織を使用する方法により発行を行う場合における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記録されている事項を証明した書面の請求を行う場合における当該発行を除く。）	400円
(3) 除かれた戸籍の謄本又は抄本の交付手数料	750円

」

「 を

(5) 戸籍に記載した事項に関する証明手数料	証明事項1件につき350円
------------------------	---------------

」

「 に改

<p>(4)の2 除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（電子情報処理組織を使用する方法により発行を行う場合における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍に記録されている事項を証明した書面の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	<p>700円</p>
<p>(5) 戸籍に記載した事項に関する証明手数料</p>	<p>証明事項1件につき350円</p>

める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

(提案理由)

戸籍法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。